

(1) 低炭素認定申請手数料 (新規認定)

(R5年3月施行)

〔板橋区手数料条例別表170の項抜粋〕		(1) 適合証あり	(2) 適合証なし			
			誘導仕様基準以外による場合	誘導仕様基準による場合 (R5新設)		
一戸建ての住宅		1件につき	4,700円	35,000円	21,000円	
共同住宅等 (注1)	(注2) (ア)	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	4,700円	35,000円	21,000円
		2以上5以下	1部分につき	9,400円	69,000円	39,000円
		6以上10以下	1部分につき	16,000円	97,000円	56,000円
		11以上25以下	1部分につき	27,000円	137,000円	80,000円
		26以上50以下	1部分につき	45,000円	197,000円	120,000円
		51以上100以下	1部分につき	82,000円	283,000円	182,000円
		101以上200以下	1部分につき	131,000円	385,000円	261,000円
		201以上300以下	1部分につき	170,000円	508,000円	340,000円
		301以上	1部分につき	185,000円	600,000円	390,000円
	(注3) (イ)	300㎡以内	1部分につき	9,300円	109,000円	
		300㎡超1,000㎡以内	1部分につき	16,000円	138,000円	
		1,000㎡超2,000㎡以内	1部分につき	26,000円	180,000円	
		2,000㎡超5,000㎡以内	1部分につき	80,000円	280,000円	
		5,000㎡超10,000㎡以内	1部分につき	126,000円	359,000円	
		10,000㎡超25,000㎡以内	1部分につき	160,000円	429,000円	
		25,000㎡超	1部分につき	200,000円	500,000円	
	(ウ)	300㎡以内	1部分につき	9,300円	242,000円	
		300㎡超1,000㎡以内	1部分につき	16,000円	300,000円	
		1,000㎡超2,000㎡以内	1部分につき	26,000円	384,000円	
2,000㎡超5,000㎡以内		1部分につき	80,000円	546,000円		
5,000㎡超10,000㎡以内		1部分につき	126,000円	670,000円		
10,000㎡超25,000㎡以内		1部分につき	160,000円	789,000円		
25,000㎡超		1部分につき	200,000円	900,000円		
(非建築物の)	300㎡以内	1件につき	9,300円	242,000円		
	300㎡超1,000㎡以内	1件につき	16,000円	300,000円		
	1,000㎡超2,000㎡以内	1件につき	26,000円	384,000円		
	2,000㎡超5,000㎡以内	1件につき	80,000円	546,000円		
	5,000㎡超10,000㎡以内	1件につき	126,000円	670,000円		
	10,000㎡超25,000㎡以内	1件につき	160,000円	789,000円		
	25,000㎡超	1件につき	200,000円	900,000円		

(注1 一戸建て住宅以外の住宅をいう。(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分を有する建築物)を含む。)

(ア)の額に(イ)の額及び(ウ)の額を加算する。共用部分若しくは非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は、加算しない。

(注2 人の居住の用途に供する部分に限る。

(注3 住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。

(注4 申請に併せて確認申請の申出があった場合は、条例別表125の3の項に掲げる額(特定建築基準適合審査が含まれる場合は108の項に掲げる額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機が含まれる場合は125の4又は125の5の項に掲げる額を加えた額)の手数料を加える。

## (2) 低炭素認定申請手数料 (変更認定)

(R5年3月施行)

〔板橋区手数料条例別表171の項抜粋〕		(1) 適合証あり	(2) 適合証なし			
			誘導仕様基準以外による場合	誘導仕様基準による場合 (R5新設)		
一戸建ての住宅		1件につき	3,300円	18,000円	15,000円	
共同住宅等 (注1)	住戸部分 (注2)(ア)	1棟の総戸数が1	1部分につき	3,300円	18,000円	15,000円
		2以上5以下	1部分につき	6,600円	37,000円	27,000円
		6以上10以下	1部分につき	11,000円	52,000円	40,000円
		11以上25以下	1部分につき	19,000円	74,000円	56,000円
		26以上50以下	1部分につき	32,000円	108,000円	85,000円
		51以上100以下	1部分につき	58,000円	159,000円	128,000円
		101以上200以下	1部分につき	93,000円	221,000円	184,000円
		201以上300以下	1部分につき	122,000円	291,000円	241,000円
		301以上	1部分につき	134,000円	342,000円	278,000円
	共用部分 (注3)(イ)	300㎡以内	1部分につき	6,500円	57,000円	
		300㎡超1,000㎡以内	1部分につき	11,000円	72,000円	
		1,000㎡超2,000㎡以内	1部分につき	18,000円	96,000円	
		2,000㎡超5,000㎡以内	1部分につき	56,000円	156,000円	
		5,000㎡超10,000㎡以内	1部分につき	88,000円	205,000円	
		10,000㎡超25,000㎡以内	1部分につき	112,000円	247,000円	
		25,000㎡超	1部分につき	140,000円	290,000円	
	非住宅部分 (注1)(ウ)	300㎡以内	1部分につき	6,500円	123,000円	
		300㎡超1,000㎡以内	1部分につき	11,000円	154,000円	
		1,000㎡超2,000㎡以内	1部分につき	18,000円	198,000円	
		2,000㎡超5,000㎡以内	1部分につき	56,000円	290,000円	
		5,000㎡超10,000㎡以内	1部分につき	88,000円	361,000円	
		10,000㎡超25,000㎡以内	1部分につき	112,000円	427,000円	
		25,000㎡超	1部分につき	140,000円	491,000円	
	一の住戸ごとの申請 (注4)	申請戸数が1	1件につき	3,300円	18,000円	
		2以上5以下	1件につき	6,600円	37,000円	
		6以上10以下	1件につき	11,000円	52,000円	
		11以上25以下	1件につき	19,000円	74,000円	
		26以上50以下	1件につき	32,000円	108,000円	
51以上100以下		1件につき	58,000円	159,000円		
101以上200以下		1件につき	93,000円	221,000円		
201以上300以下		1件につき	122,000円	291,000円		
301以上		1件につき	134,000円	342,000円		
(非建築物の)	300㎡以内	1件につき	6,500円	123,000円		
	300㎡超1,000㎡以内	1件につき	11,000円	154,000円		
	1,000㎡超2,000㎡以内	1件につき	18,000円	198,000円		
	2,000㎡超5,000㎡以内	1件につき	56,000円	290,000円		
	5,000㎡超10,000㎡以内	1件につき	88,000円	361,000円		
	10,000㎡超25,000㎡以内	1件につき	112,000円	427,000円		
	25,000㎡超	1件につき	140,000円	491,000円		

(注1 一戸建て住宅以外の住宅をいう。(複合建築物(非住宅部分及び住宅部分を有する建築物)を含む。))

(ア)の額に(イ)の額及び(ウ)の額を加算する。共用部分若しくは非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は、加算しない。

(注2 人の居住の用途に供する部分に限る。

(注3 住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。

(注4 一の住戸ごとの申請は、令和4年9月30日までに既に認定を受けている場合、又は同日までに認定申請している計画に関する変更認定の場合に適用することができる。同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

(注5 申請に併せて確認申請の申出があった場合は、条例別表125の3の項に掲げる額(特定建築基準適合審査が含まれる場合は108の項に掲げる額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機が含まれる場合は125の4又は125の5の項に掲げる額を加えた額)の手数料を加える。